



参考：Q&A

Q1 神奈川県内の対策地域とはどこですか？

A1 横浜市、川崎市、相模原市(旧津久井町・旧相模湖町・旧藤野町を除く)、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、愛川町です。

Q2 計画書や実績報告書は提出しなければならないのですか？

A2 自動車NOx・PM法第33条・第34条により、報告は、自動車を30台以上使用する事業者の義務とされていますので、期限までの報告をお願いします。

なお、これらの報告を怠った場合は、同法第55条により罰則が適用される場合があります。

Q3 昨年まで実績報告書を提出してきたが、今回は提出する書類が違うのでしょうか。

A1 今回は新たな計画策定年にあたるので、2020年度実績報告書に加えて、2021年度から2025年度までの5ヵ年計画書を提出することになります。

Q4 5か年の計画書様式が簡易なものになったが、来年度以降も簡易な様式で提出することになるのでしょうか。

A4 今回は、2020年度の実績報告書の提出と5か年計画書の提出が重なるため、事業者の負担を考慮して、2020年度実績報告書については従来どおりの様式(旧様式)で、計画については入力する箇所を必要事項だけに絞った簡易な様式で提出してもらうこととしました。

来年度については、2021年度実績報告書を、新たに作成した様式(新様式)で提出してもらうこととなります。新様式については、今回提出された計画書の数値と2020年度の実績報告書で使用している車両データ(減車を除く)を県が1つのファイルにまとめて各事業者あてに送付しますので、それを使用して提出することとなります。

Q5 5か年の計画を策定するに当たり、平均燃費の目標値、NOx排出量等の目標値について、どのように設定すればよいか。何か目安はないでしょうか。

A5 特に目安となる数値はありませんが、過去の実績等も踏まえて、平均燃費の目標値は計画年の実績より大きい数値に、NOx排出量等の目標値は計画年の実績より小さい数値(削減目標値)を設定するのが一般的です。

Q5 会社が合併した場合の提出方法はどうなりますか？

A5 車両の管理を合併先の会社が行う場合は、その旨を県大気水質課までご連絡ください。この場合、実績報告書の提出は合併先の会社が行うこととなります。

なお、合併により車両の使用台数が大幅に増えた場合は、必要に応じて計画を変更できます。その場合は県大気水質課あて電話でご相談ください。(電話045-210-1111 内線4182)

Q6 電子申請システムの申請者IDが分からないのですが。

A6 申請者IDがなくても申請することが可能です。詳しくは25ページからの「電子申請システムの利用の流れ」を参照してください。

Q7 提出した計画・実績報告はいつまで保存・管理する必要がありますか？

A7 提出後、5年間は保管してください。